

平成 20 年第 2 回定例会開会挨拶（平成 20 年 12 月 24 日）

平成 20 年第 2 回定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

11 月 19 日開催の町村議会議長全国大会では「真の分権型社会の創造をめざして」をスローガンに

- ① 地方分権改革の実現
- ② 町村税財源の確保
- ③ 町村議会の活性化

等 13 項目を決議。さらに道州制反対を盛り込んだ「分権社会の実現」、「町村税財源の充実強化」に関する特別決議をし、真に地域を再生するには、基礎となる町村が、地方分権化の中で、自治能力を高め、都市と農山漁村が「共生」しうる社会を強力に進めていくことが重要であるとし、町村の危機的状況を乗り越え、真の分権型社会を創造するため、果敢に行動していくことを宣言いたしました。

第 2 期地方分権改革の中心となる地方制度調査会の検討項目は、

- ① 市町村合併を含めた基礎自治体のあり方、
- ② チェック機能（監査機能・議会制度）の充実、
- ③ 地方財政制度のあり方となっております。

特に基礎自治体の「役割（事務配分）」、「組織・体制・公務員のあり方」については、過疎少子高齢化が進行する小規模市町村にとって相当厳しい方策が予想される審議が続いております。

12 月 8 日、地方分権改革推進委員会は、第二期分権改革の勧告をいたしました。

「地方が主役の国づくり」に向けた取組みとして、「国の出先機関の見直し」とともに、「国による義務付けや関与」など法制的な仕組みを見直すとして、

- ① 自治行政権、自治立法権、自治財政権を有する「完全自治体」としての「地方政府」の確立
- ② 国の法令を「上書き」する範囲拡大を含む条例制定権の拡充
- ③ 法制的観点から地方自治体の自主性を強化し、自由度を拡大。自らの責任で行政を実施する仕組みの構築

を見直しの基本的な考え方としております。

福島町議会としても、しっかりと現状認識し、更なる改革に向けて不断の努力を続けなければなりません。今定例会に、開かれた議会の集大成として「議会基本条例」を提案いたします。「町づくり基本条例」と一緒に審査特別委員会に付託し検討をすることになっておりますので、成案に向けて活発な討議をお願い申し上げます。

福島町議会は、第 3 回マニフェスト大賞でベストホームページ賞をいただきました。特別賞・最優秀成果議会賞に続く 3 年連続の受賞となりました。

福島町議会が取り組んできた「開かれた議会」づくりへの改革が、地方分権が進行する中で正しい方向を目指して進んでいる事への一定の評価をいただいたものと思います。

今回の受賞をステップに、さらなる目標に向かって皆さんと一緒に少しずつまた歩みを続けて行かなければと思っております。

冬も本番、寒さも一段と厳しくなってきました、インフルエンザも例年より早く流行する兆しを見せております。出席者各位には、お体ご自愛の上、本定例会もまた、活発な討議が展開されます事を期待し、議事運営に協力をいただきますよう、お願い申し上げます開会の挨拶といたします。